

令和2年度全国労働衛生週間小田原労働基準監督署長メッセージ

令和2年度全国労働衛生週間にあたり、皆様にメッセージを申し上げます。

日ごろから、各事業場の皆様におかれましては、労働行政、特に労働安全衛生の施策や取組みに対し、多大な御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、労働者の健康確保のため、日々労働安全衛生活動をされておられる皆様には、改めまして敬意を表したいと存じます。

さて、全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、事業場における自主的労働衛生管理活動を促して、労働者の健康を確保することなどを目的として制定され、今年で71回目を迎えることとなりました。

神奈川県内における職業性疾病による休業4日以上死傷者数は、令和元年は616人であり、平成29年以降の増加傾向が高止まりの状況になっています。その内訳は、負傷による腰痛症が462人と全体の4分の3を占め、ほかに熱中症や化学物質による健康障害などが発生しております。

また令和元年は、長時間労働による脳・心臓疾患と熱中症による死亡災害が発生しました。

一方、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は依然として多く、仕事によるストレスが原因で精神障害を発病したとして労災請求がなされた件数は、令和元年度は神奈川県内で198件となっております。

職場における労働者の健康を確保するためには、労働者の作業環境管理を適切に行い、労働者の各作業に応じた各種対策を講じていただくことが重要です。

また、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや健康づくりを推進するため「高年齢労働者の安全と健康管理のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)が公表され、適切な労働衛生管理を進めていく必要があります。

このような背景等を踏まえ、本年度は、

『みなおして 職場の環境 からだの健康』

をスローガンに全国労働衛生週間が展開されます。各職場におかれましては、これを契機に働き方を見直し、職場で働く誰もが心身の健康が確保される快適な職場づくりに向けた取組をお願いいたします。

また、今年度は職場における新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、職場内外の感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取組み、労働安全衛生水準の向上に努めていただきますようお願い申し上げます。

小田原労働基準監督署長 畑野 俊